

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 三木市 】
令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡会の構成員等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学教員(アドバイザー) 1名 ・拠点校校長 1名 ・拠点校日本語指導担当教員 1名 ・各学校代表者 20名 ・日本語指導等支援員 9名 ・三木市国際交流協会事務局職員 1名 ・三木市教育委員会事務局学校教育課職員 1名
<p>2. 具体の取組内容</p> <p>(1) 連絡会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三木市外国人児童生徒支援連絡会を開催し、日本語指導が必要な外国人児童生徒の支援体制や指導方法など、教育委員会、学校、関係機関等が協議した。 <p>(2) 拠点校の設置等による指導体制のモデル化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点校担当教員を中心に、JSLカリキュラムを活用した日本語指導や「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント」(以下「DLA」という。)等日本語能力測定についての研修や情報発信を行い、日本語指導の充実に努めた。 <p>(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別の教育課程」による日本語指導の充実のために、DLA 等日本語能力測定の実際の様子を市内全学校の担当教員が参観し、測定のポイントや測定に基づいた個別の指導計画についての研修を行い、共通理解を図った。 <p>(4) 成果の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会において、拠点校での支援内容や指導方法、DLA 等日本語能力測定方法等について発信するとともに、効果的な日本語指導についての研修を行った。 ・外国人児童生徒の在籍有無に関わらず、市内全学校の担当教員が集まり、取組実践を交流することやオンライン上で資料を共有すること等を通して、今後の指導方法を考えることができた。 <p>(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣</p> <p>日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校へ児童生徒等の母語が分かる支援員を派遣し、日本語指導の補助(母語によるものを含む。)を行った。</p>
<p>3. 成果と課題</p> <p>(1) 運営協議会連絡協議会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡会が中心となって、日本語指導の研修会や情報交流を行ったことにより、市内全学校に内容を共有することができた。また、DLA の測定結果をどのように生かしていけばよいのかといった複数の意見があり、実際に測定の様子を参観し、生活言語と学習言語の獲得の状況の違いを多くの教員が実感することができた。日本語指導において取り組むべき内容について研修や意見交換ができた。今年度は、外国人児童生徒が在籍していない学校においても情報発信や共有ができた。 <p>(2) 拠点校の設置等による指導体制のモデル化</p>

・拠点校担当教員、学級担任教員、外国人児童生徒初期指導補助員、日本語指導支援推進員等を中心とした指導方法、支援体制を構築することによって、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実を図ることができた。

・本取組で構築された指導方法や支援体制を活用していくこと、また、他の学校へ広げていくことが課題である。課題解決に向けて、Teams 内で学習資料や動画資料、高校進学関連情報など様々な情報発信をしている。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

・日本語能力測定に基づいた個別の指導計画を作成することで、「特別の教育課程」を編成する上での指導者や支援者の役割を明確にすることができるとともに、個に応じた日本語指導を行ったことで、対象児童生徒の学習意欲の向上を図ることができた。

・日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する学校では、DLA 等日本語能力測定や個別の指導計画を児童生徒数分実施する等、教員の負担が大きい。

・引き続き、DLA 等日本語能力測定方法や日本語指導について、研修を深めることが必要である。

(4) 成果の普及

・三木市内の成果と課題を共有することで、効果的な初期日本語指導や教科学習による日本語指導や効果的な DLA 測定方法について等の指導方法の共通理解を図ることができた。

・具体的な日本語指導の方法等を増やしていき、市内教員が指導に生かせる内容を発信する必要がある。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

・母語が分かる支援員を派遣することで、母語にふれる機会を提供できるとともに、児童生徒や保護のコミュニケーションをとることにより、心の安定を図ることができた。

・指導が必要な児童生徒の母語が多言語にわたり、支援員の確保が難しい。また、派遣時数が十分ではない。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	人 (園)	51 人 (7校)	7 人 (2校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	0 人 (0校)
うち、特別の教育課程で指導を 受けた児童生徒数		26 人 (4校)	5 人 (1校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	0 人 (0校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・日本語能力の向上について継続的な取組。
- ・市内全学校の担当教員の交流機会を増やしていく。
- ・児童生徒の母語(話す)の力も図り、指導・支援に活かしていく。
- ・日本語初期指導についての、体制や指導方法などを確立していく。